

ねんきんコーナー



**付加保険料で年金額を増やすことができます！**

定額の国民年金保険料に月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金(年間受け取り額)は、「2000円×納付月数」で計算されます。2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れますので、お得です。

付加保険料の納付は、お申し込みの月分からとなり、定額保険料(月額1万4980円)を納付することが条件となります。また、国民年金基金に加入されている方や、年金保険料の免除該当者は、付加保険料を納付することはできません。

付加保険料の納付のお申し込みは、役場または年金事務所へお願いします。後日、年金事務所から納付書をお送りします。

**国民年金基金で積立てて年金を増やす方法もあります！**

国民年金基金は、国民年金だけに加入している自営業者など

の方に、より充実した年金が受けられるように、国民年金に乗せして年金を受け取ることができる制度です。

国民年金基金に加入できる方は、20歳以上60歳未満の国民年金保険料を納めている第1号被保険者の方です。なお、国民年金基金加入者は、上記の付加保険料を納めることはできません。

国民年金基金には、「地域型国民年金基金」と「職能型国民年金基金」があり、どちらかを加入希望して、国民年金保険料とは別に掛金を納めることになります。

国民年金基金への加入の申し込みは、直接それぞれの国民年金基金へお願いします。

**国民年金加入の届出について**

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手がなくなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、役場または年金事務所へお問い合わせください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です。)

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」「保険料免除制度」など保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、役場または年金事務所まで国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

○お問い合わせ

- 黒潮町役場
- 本庁住民課 住基戸籍係
- ☎ 43-2800(直通)
- 佐賀支所 地域住民課
- 総合窓口第2係
- ☎ 55-3701(直通)
- 日本年金機構 幡多年金事務所
- ☎ 34-1616
- 地域型国民年金基金
- ☎ 0120-65-4192

**こんなときには届出が必要です ～20歳以上60歳未満の方～**

国民年金の届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者になります。	●印鑑 (本人自署の場合は不要)	役場または年金事務所
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	●印鑑 (本人自署の場合は不要)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	●年金手帳	

■第1号被保険者…国民年金加入者      ■第2号被保険者…厚生年金や共済年金加入者  
 ■第3号被保険者…第2号被保険者の扶養対象配偶者(国民年金加入者)